

国土交通省組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 政策統括官の職務を変更すること。

(第十七条関係)

第二 土地・建設産業局総務課、企画課及び地価調査課の所掌事務を変更すること。

(第七十二条、第七十三条及び第七十五条関係)

第三 都市局総務課、都市政策課及びまちづくり推進課の所掌事務を変更すること。

(第八十二条、第八十三条及び第八十六条関係)

第四 住宅局住宅生産課の所掌事務を変更すること。

(第一百十九条関係)

第五 その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 この政令は、平成二十六年七月一日から施行すること。

(附則関係)